

		349	349-2	349-3	314	315	316	317
技術基準規則の条項	項・号	(3) 多量の放射性物質を放出する事故の拡大防止のための設備						
		機器・設備						
		(建設費 給水配管)	(建設費 給水用ホース)	(建設費 給水用ホース)	可 操 型 液 上 ポン プ	可 操 型 発 電 機	ホ ウ 酸	空 気 清 浄 機 等 の 防 護 資 材
		—	—	—	○	○	○	○
原子炉設置変更許可申請書別冊3本文に記載の事項		—	—	—	—	—	—	—
原子炉設置変更許可申請書別冊3添付書類八に記載の事項		—	—	—	—	—	—	—
耐震重要度		—	—	—	—	—	—	—
安全上の重要度		—	—	—	—	—	—	—
設工認申請		12	12	12	12	12	—	—
新規制基準前に既に設工認申請済みのもの		—	—	—	—	—	—	—
新規/既存		新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規
第1、2条	適用範囲、定義							
第3条	特殊な方法による施設							
第4条	試験研究用等原子炉施設の機能	第1項	×	×	×	×	×	×
		第2項	—	—	—	—	—	—
第5条	機能の確認等	第1項	×	×	×	×	×	×
		第2項	×	×	×	×	×	×
第6条	地震による損傷の防止	第1項	×	×	×	×	×	×
		第2項						
第6条の2	津波による損傷の防止	第1項						
		第2項						
第6条の3	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項						
		第2項						
		第3項	—	—	—	—	—	—
		第4項						
第6条の4	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第1項	×	×	×	×	×	×
		第2項						
第7条	材料、構造等	第1項	×	×	×	×	×	×
		第2項	×	×	×	×	×	×
		第3項	×	×	×	×	×	×
		第4項	×	×	×	×	×	×
第8条	遮蔽等	第1項	×	×	×	×	×	×
		第2項	×	×	×	×	×	×
		第3項	×	×	×	×	×	×
		第4項	×	×	×	×	×	×
第9条	換気設備	第1項	×	×	×	×	×	×
		第2項	×	×	×	×	×	×
		第3項	×	×	×	×	×	×
		第4項	×	×	×	×	×	×
第10条	逆止め弁	第1項	—	—	—	—	—	—
		第2項	—	—	—	—	—	—
第11条	放射性物質による汚染の防止	第1項	×	×	×	×	×	×
		第2項	×	×	×	×	×	×
		第3項	—	—	—	—	—	—
		第4項	×	×	×	×	×	×
第12条	試験研究用等原子炉施設	第1項						
		第2項						
第13条	安全設備	第1項	×	×	×	×	×	×
		第2項	×	×	×	×	×	×
		第3項	×	×	×	×	×	×
		第4項イ	×	×	×	×	×	×
		第4項ロ	×	×	×	×	×	×
		第4項ハ	×	×	×	×	×	×
		第5項	×	×	×	×	×	×
		第6項	×	×	×	×	×	×
第13条の2	溢水による損傷の防止	第1項						
		第2項						
第13条の3	安全避難通路等	第1項						
		第2項						
		第3項						
第14条	炉心等	第1項	×	×	×	×	×	
		第2項	×	×	×	×	×	
第14条の2	熱遮蔽材	第1項	×	×	×	×	×	
		第2項	×	×	×	×	×	
第15条	核燃料物質取扱設備	第1項	×	×	×	×	×	×
		第2項	×	×	×	×	×	×
		第3項	×	×	×	×	×	×
		第4項	×	×	×	×	×	×
		第5項	×	×	×	×	×	×
		第6項	×	×	×	×	×	×
		第7項	×	×	×	×	×	×
		第8項イ	×	×	×	×	×	×
第16条	核燃料物質貯蔵設備	第1項第1号	×	×	×	×	×	×
		第1項第2号	×	×	×	×	×	×
		第1項第3号イ						
		第1項第3号ロ						
		第2項第1号	×	×	×	×	×	×
		第2項第2号	×	×	×	×	×	×
		第2項第3号	×	×	×	×	×	×
		第2項第4号イ	×	×	×	×	×	×
第2項第4号ロ	×	×	×	×	×	×		
第17条	一次冷却材	×	×	×	×	×	×	
第18条	一次冷却材の排出	×	×	×	×	×	×	
第19条	冷却設備等	第1項第1号	×	×	×	×	×	×
		第1項第2号	×	×	×	×	×	×
		第1項第3号	—	—	—	—	—	—
		第1項第4号	×	×	×	×	×	×
		第1項第5号	×	×	×	×	×	×
		第1項第6号	—	—	—	—	—	—
		第1項第7号	×	×	×	×	×	×
第20条	液位の保持等	第1項	×	×	×	×	×	
		第2項	×	×	×	×	×	
		第3項	×	×	×	×	×	
第21条	計装	第1項第1号	×	×	×	×	×	
		第1項第2号	×	×	×	×	×	
		第1項第3号	×	×	×	×	×	
		第1項第4号イ	×	×	×	×	×	
		第1項第4号ロ	×	×	×	×	×	
第21条の2	警報装置	第1項	×	×	×	×	×	
		第2項	×	×	×	×	×	
第21条の3	通信連絡設備等	第1項	×	×	×	×	×	
		第2項	×	×	×	×	×	
第22条	安全保護回路	第1項第1号	×	×	×	×	×	
		第1項第2号	×	×	×	×	×	
		第1項第3号	—	—	—	—	—	
		第1項第4号	×	×	×	×	×	
		第1項第5号	×	×	×	×	×	
		第1項第6号	×	×	×	×	×	
		第1項第7号	×	×	×	×	×	
		第1項第8号	×	×	×	×	×	
第23条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	第1項第1号	×	×	×	×	×	
		第1項第2号イ	×	×	×	×	×	
		第1項第2号ロ	×	×	×	×	×	
		第2項第1号	×	×	×	×	×	
		第2項第2号	×	×	×	×	×	
		第2項第3号	×	×	×	×	×	
		第2項第4号	×	×	×	×	×	
		第3項	×	×	×	×	×	
		第4項第1号	×	×	×	×	×	
		第4項第2号	×	×	×	×	×	
		第4項第3号	×	×	×	×	×	
		第5項	×	×	×	×	×	
第24条	原子炉制御室等	第1項	×	×	×	×	×	
		第2項	×	×	×	×	×	
		第3項	×	×	×	×	×	
第25条	廃棄物処理設備	第1項	×	×	×	×	×	
		第2項	×	×	×	×	×	
		第3項	×	×	×	×	×	
		第4項	×	×	×	×	×	
		第5項	×	×	×	×	×	
		第6項	×	×	×	×	×	
		第7項	—	—	—	—	—	
第26条	保管廃棄設備	第1項	×	×	×	×	×	
		第2項	×	×	×	×	×	
		第3項	×	×	×	×	×	
第27条	放射線管理施設	第1項	×	×	×	×	×	
		第2項	×	×	×	×	×	
		第3項	×	×	×	×	×	
第28条	原子炉格納施設	第1項	×	×	×	×	×	
		第2項	×	×	×	×	×	
第29条	保安電源設備	第1項	×	×	×	×	×	
		第2項	×	×	×	×	×	
		第3項	×	×	×	×	×	
第30条	実験設備等	第1項	×	×	×	×	×	
		第2項	×	×	×	×	×	
		第3項	×	×	×	×	×	
		第4項	×	×	×	×	×	
		第5項	×	×	×	×	×	
第30条の2	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	○	○	○	○	○		

- : 当該条項の要求事項に適合すべき設備等が施設に無いことを示す。
 ○ : 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり適合性説明を要することを示す。
 △ : 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため（もしくは他の回の申請で説明するため）適合性説明を省略することを示す。
 ◎ : 新規要求事項であるが、過去の設工認または現在申請中の設工認で要求事項を満たしていることの説明がつかぬもの。
 × : 当該条項の要求事項に適合すべき設備でなく適合性説明を要しないことを示す。